

ご 注 意

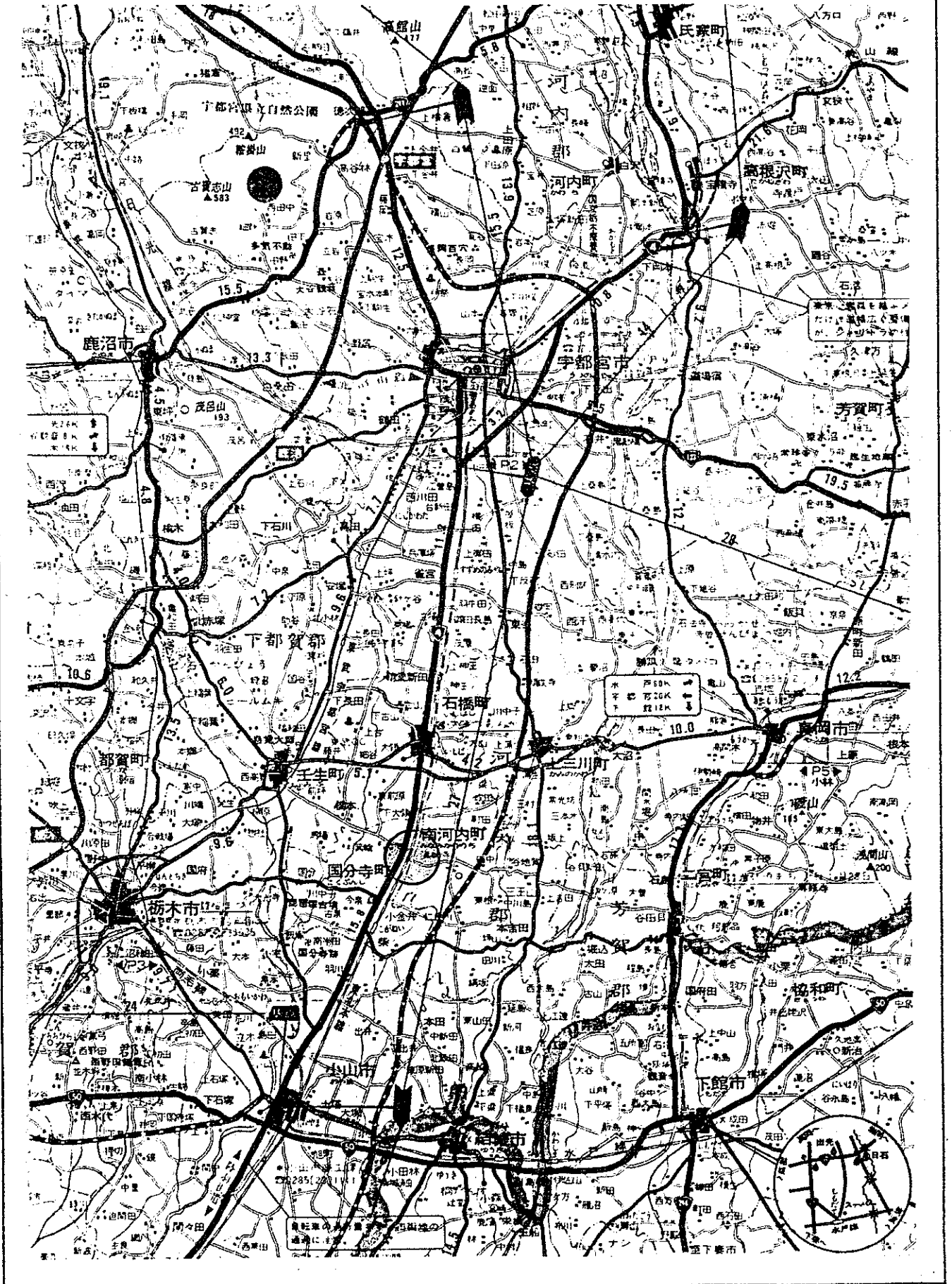
地盤の許容応力度及び基礎杭の許容支持力は、国土交通大臣の定める方法によって地盤調査を行い、その結果に基づき定めなければならないと規定されています。(建築基準法施行令第93条)

地盤構成並びに各地層の性状は、場所ごとに千差万別であることから、敷地（状況においてはその周辺も含めて）の地盤調査によって地盤構成等を的確に把握し、その結果に基づいて建物をどの地層に支持させるかを決定する必要があります。

したがって、本資料は計画段階における参考資料としてご活用ください。

栃木県土木部建築課

案内図



既設印字機 建物新築予定配置区

裁量管理棟

農機具

管理棟

紅毛紙保管室

検査試験室

調査No.2

宿泊施設新築予定地
(敷地面積 88.44 m²)

給水施設新築予定地

庶務倉庫

RC 2F

南港側

5
ノ
出
入
口
部
位

本館

色紙保管試験室

調査No.1

KBM

倉庫

公舎 2F

道路
W-6.0c

倉庫

公舎 1F

蚕業試験場研修用宿泊施設新築工事その他工事地質調査位置図

○ ボーリング地点

S = 1 : 400

N

